

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月18日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町条例第6号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和31年海田町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに」の次に「第2種初任給調整手当，」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第8条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条、第6条第3項及び同条第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第10条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条の2中「4,400円」を「4,700円」に改め、同条ただし書中「6,600円」を「7,050円」に改める。

第13条の2第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる

職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「期間で」を「規則で」に改め、「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号」を「,第2項第2号」に改め、「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第14条中「地域手当の月額」の次に「並びに第2種初任給調整手当」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年海田町条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「第4条の規定による改正後の」を削る。

附則第5条第4項中「第6条の規定による改正後の」及び「(以下「新給与条例」という。)」を削り、同条第5項中「新給与条例」を「職員の給与に関する条例第8条の2第1項及び」に改め、同条第6項及び第8項中「新給与条例」を「職員の給与に関する条例」に改める。